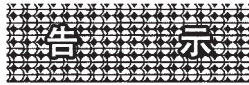


附則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

人事委員会事務局



選告示第11号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

第14条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とする。

第15条の表の書記長補佐の項中 「総務部市町村課課長補佐」

を 「総務部市町村課企画幹」 に改め、同表の選挙主幹の項を削り、同表の主査の項中「庶務係長」を「総務係長」に改める。

第16条第6項中「、選挙主幹」を削る。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(補助執行)

第19条 地方自治法第180条の7の規定により知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の扶養親族の認定
- (2) 職員の住居手当の決定
- (3) 職員の通勤手当の決定
- (4) 職員の単身赴任手当の決定

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月30日

長野県監査委員 石坂千穂  
 同 樽川通子  
 同 丸山勝司  
 同 東方久男

第4条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第1項中「次長」を「局長があらかじめ指定した職員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(補助執行)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

別表第1の次長の項から主任調査員の項までを次のように改める。

企画幹	企画調整事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

別表第1の調査員の項を次のように改める。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

別表第1の運転技師の項を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

(別表第2) (第4条関係)

局長が専決する事項

- 1 職員の事務分担
- 2 物品取扱員の任免
- 3 職員（局長を除く。）の給与の決定（別表第3に掲げるものを除く。）
- 4 職員（局長を除く。）の服務
- 5 通知、照会、回答等
- 6 その他の軽易なこと

(別表第3) (第5条関係)

知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項

- 1 職員の扶養親族の認定
- 2 職員の住居手当の決定
- 3 職員の通勤手当の決定
- 4 職員の単身赴任手当の決定

監査委員事務局